

せい かつ ほ ご
生活保護のしおり

— かならずよくおよみください —

きしわだしふくしじむしょ
岸和田市福祉事務所

せい かつ ふく し か
生活福祉課

きしわだしきしきちよう
〒596-8510 岸和田市岸城町7-1

へいじつ ごぜん じ ごご じはん
平日 午前9時から午後5時半

☎ (072) 423-9472 (直通)

423-9473 (//)

423-9576 (//)

423-9140 (//)

いりようせんよう
423-9150 (医療専用ダイヤル)

いがい じかん
それ以外の時間

☎ (072) 423-2121 (市役所代表ダイヤル)

◎ 生活保護とは

いろいろな事情で生活に困っている世帯の最低生活を保障するとともに、
一日も早く、自分の力で生活をしていけるように手助けをする制度です。

憲法

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

生活保護法

第 1 条 この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

第 2 条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

第 3 条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

◎ 生活保護を受ける前に

次のように努力してください。それでも生活できないときは、保護が受けられます。

- ① 働くことのできる人は能力に応じて働いてください。
- ② 預貯金や生命保険などの資産を活用してください。
- ③ 親・子・兄弟姉妹などからできるだけ援助を受けてください。
- ④ ほかの社会保障制度（例えば、傷病手当金や失業給付金・各種年金・児童扶養手当など）で、受けられるものはすべて受けてください。

生活保護法

第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前 2 項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

民法

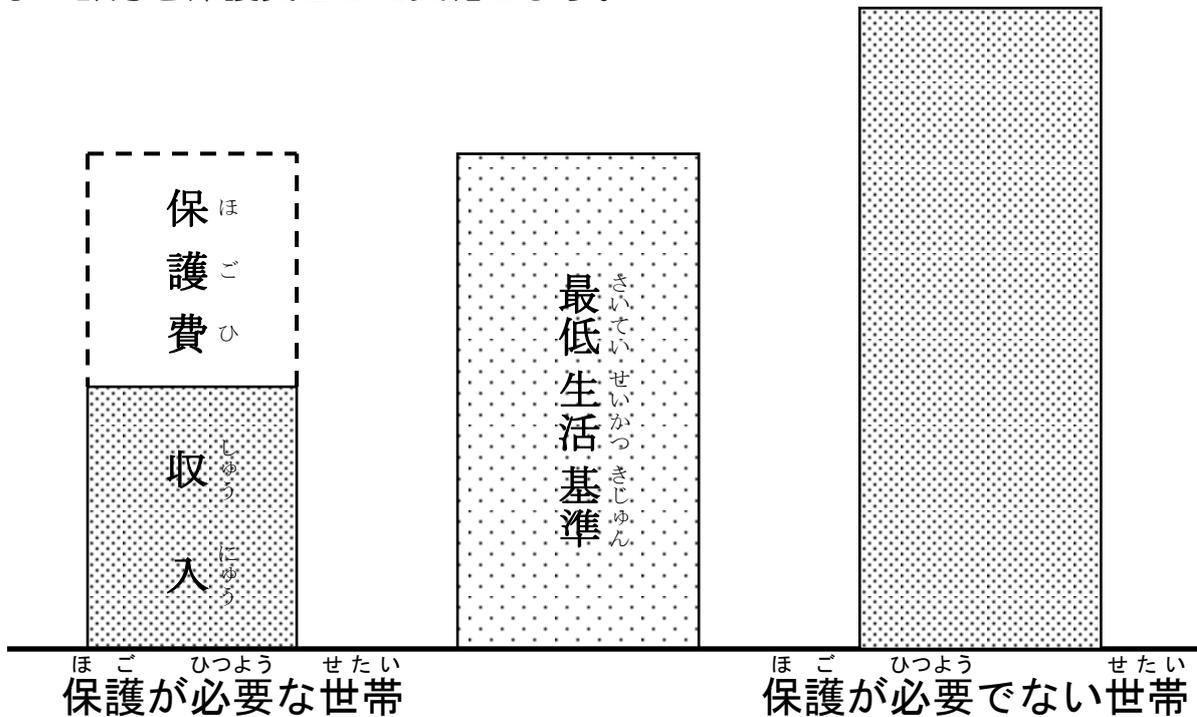
第 877 条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

◎ 生活保護を受けるための手続き

保護を受けようとする本人、その扶養義務者またはその他同居の親族が申請してください。この申請に基づき、保護が必要かどうかを、調査し、決定します。

◎ 生活保護が必要かどうかは

いっしょに生活している家族すべてをひとつの世帯として、「その世帯に應じた最低生活基準」と「その世帯のすべての収入」とを比較のうえ、保護が必要かどうかを決定します。保護が必要な世帯については、収入が最低生活基準に満たない部分を保護費として支給します。



- 最低生活基準とは、年齢別・世帯構成別・その他需要を考慮して、国で決められた額です。
- 収入とは、その世帯に入ってくるすべての収入（働いて得た収入、各種年金、手当、仕送り、保険金、臨時収入、借入金など）をいいます。
- ただし働いて得た収入に対しては、控除があります（基礎控除・通勤交通費など）（高校生のアルバイト収入は、20歳未満控除ほか、修学旅行や大学等の進学目的費用などが収入認定除外になる場合があります）。

◎ 生活保護の種類

生活保護には、次のような扶助があり、必要に応じて支給されます。くわしいことは、地区担当員におたずねください。

- 生活扶助… 食べる物、着る物、光熱水費などの日常のくらしの費用
- 教育扶助… 学用品、給食費など義務教育に必要な費用
- 住宅扶助… 家賃、地代など住宅の費用
- 医療扶助… ケガや病気の治療をするための費用
- 介護扶助… 介護サービスを受けるための費用
- 出産扶助… 出産のための費用
- 生業扶助… 仕事をするために必要な資金や技能の修得費、高等学校等の就学の費用など
- 葬祭扶助… 葬儀のための費用

※ 世帯や世帯員の状況に応じて、生活扶助費に各種加算額が計上される場合があります。

〈主な加算〉

- 冬季加算… 冬季の暖房代にかかる費用（岸和田市の場合は11月から3月まで）
- 妊産婦加算… 妊婦・産婦の方への加算
- 障害者加算… 障害の程度に応じた加算
- 児童養育加算… 児童を養育する方への児童の年齢や人数に応じた加算
- 介護保険料加算… 介護保険の被保険者に対する保険料分の加算
- 母子加算… 母子・父子家庭への児童の人数に応じた加算
- その他の加算… 介護施設入所者加算、在宅患者加算など

※ 一時扶助等… 特別に一時的なものとして、被服費、求職活動に必要な交通費、医療機関に通院する際の交通費などに対する扶助があり、事前の相談・申請と領収書などの提示が必要です。また、条件や上限額により支給されない場合もあります。

◎ 就労自立給付金／進学・就職準備給付金

就労による収入が増え、生活保護が廃止となった世帯には、一定の要件を満たせば、生活保護廃止直後の生活を支えるために、就労自立給付金が支給される場合があります。また、大学等に進学する際には進学準備給付金、高校卒業後に就職する際には就職準備給付金が、一定の要件を満たせば、新生活立ち上げの費用として支給される場合があります。

生活保護法

第55条の4 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある）被保護者であつて、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなつたと認めたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。

- 2 一略一
- 3 一略一

生活保護法

第55条の5 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある）被保護者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学・就職準備給付金を支給する。

- 一 教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの（次条において「特定教育訓練施設」という。）に確実に入学すると見込まれる者
 - 二 厚生労働省令で定める安定した職業に確実に就くと見込まれる者その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者
- 2 一略一

◎ 生活保護を受けたときの権利

- 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
- 保護費や保護により支給された物に対して、税金をかけられることはありません。
- 保護費や保護により支給された物を、差し押えられることはありません。
- 決められた保護や就労自立給付金や進学・就職準備給付金の内容に納得できないときは、不服の申し立てをすることができます。

生活保護法

第56条 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

第57条 被保護者は、保護金品及び進学・就職準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

第58条 被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学・就職準備給付金又はこれらを受け取る権利を差し押さえられることがない。

第64条 第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第55条の4第2項の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

◎ 生活保護を受けたときの義務

● 次のような努力をしなければなりません。

- 働ける人は、能力に応じて働く。
- 病気のため働けない人は、医師の指示に従って治療し一日も早く治すように努める。また自らの健康の保持及び増進にも努める。
- 毎日の支出について、計画的な暮らしをするように心がける。また、借金をしたり家賃などを滞納しない。
- その他、生活の維持・向上に努め、自立を目指す。

生活保護法

第60条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

●暮らしのうえで変化があれば、すみやかに報告しなければなりません。

- ・仕事を始めたり、変わったり、やめたりするとき。
- ・家族に変わったことがあったとき（出生・死亡・転出・転入・結婚・離婚・妊娠・交通事故など）。
- ・入院・退院をするとき、または入院先が変わるとき。
- ・住所・家賃・地代が変わるとき。
- ・会社などの健康保険証が使えるようになったり、使えなくなったとき。
- ・高校に入学したり、中途退学や卒業したとき。
- ・障害者手帳の交付を受けたり、等級が変更されたり、喪失したとき。
- ・長い間留守にするとき。・その他、生活が変わったとき。

●収入・資産の面で変化があれば、すみやかに報告しなければなりません。

- ・新たな収入を得たとき。
- ・働いて得た収入が増えたり、減ったりしたとき。
- ・年金・手当・仕送りの額が変わったとき。
- ・交通事故の慰謝料や保険金を受け取ったとき。
- ・資産を売ったとき、または資産をもらったとき。
- ・生命保険の入院給付金などを受け取ったとき。

生活保護法

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。

●地区担当員の指導・指示に従わなければなりません。

- ・必要な指導または指示をしたときは、これに従ってください。

（この義務に違反したときは、生活保護を受けられなくなることがあります。）

生活保護法

第27条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

- 2 一略一
- 3 一略一

◎ 生活保護を受けたときに認められないこと

● 保護や就労自立給付金もしくは進学・就職準備給付金を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

● 保有が認められない資産は原則として処分して、生活費にあててください。

・ 自動車・125cc を超えるバイクの保有・使用は原則として認められません。(他人名義の場合も、自動車・125cc を超えるバイクの使用は認められません。)

・ 高額 of 生命保険の加入は認められません。

・ 貴金属・ピアノなどの高価な物の保有は認められません。

・ 活用されていない土地・家屋など、資産の保有は原則として認められません。

生活保護法

第 59 条 保護又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

◎ 保護費を返していただくことがあります

● 次のような場合には、原則として保護費を返還してください。

・ 交通事故による慰謝料や保険金を受け取った場合。

・ 生命保険を解約したり、保険金を受け取った場合。

・ 各種年金・手当をさかのぼって受け取った場合。

・ 土地・家屋・自動車などを売ってお金を受け取った場合。

・ 資力がありながら急迫な状態で保護を受けた場合。

・ その他、福祉事務所が返還が必要と認めた場合。

生活保護法

第 63 条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

● 収入の申告や、その他の届出を怠ったり、虚偽の申告をして不正に、保護
や就労自立給付金もしくは進学・就職準備給付金の給付を受けたときは、
それまでに受けた保護費（医療費も含む）や就労自立給付金もしくは進学・
就職準備給付金を返してもらうこととなります。場合によっては、市が告訴
を行い、懲役・罰金などの刑に処されることがあります。

● 申請者等が暴力団員であることが確認された場合には、原則的に生活保護の
申請が却下されます。また、保護の受給期間中に暴力団員であることが判明
した場合には、保護の廃止となる場合があります。

暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の「暴力団員」をいう。

生活保護法

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 一略一

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学・就職準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 一略一

第85条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。

2 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

◎ 病院にかかるときには

医療専用ダイヤル

423-9150

(平日9時～17時半)

インターネット



- 病気やケガをしたときには、病院にかかるときの前に福祉事務所まで「いつ、どこの病院に、だれがかかるのか」を必ず連絡してください。定期通院の場合はインターネットでも連絡できます（当日の受診などインターネットで受付できない場合は電話連絡してください。）。なお、休日、夜間、急病などやむを得ない場合には、受診医療機関に保護を受給していることを伝えて診てもらい、あとからすみやかに連絡してください。

※なるべく近くの病院で受診してください。生活保護では受診できない病院もありますのでご注意ください。

- 会社の健康保険証（社会保険証等）は、そのまま使ってください。ただしその場合でも受診前に必ず連絡してください。なお、国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証は、保護を受けると使えなくなります。
- 同じ病気で、同じ時期に、2つ以上の病院で診てもらうことはできません。また、必要以上の受診はできません。

◎ 高齢等で介護が必要になったときには

- どんなサービスが受けられるのか、まず、地区担当員に相談しましょう。
- あなたにあった介護サービスが受けられます。
- 介護サービスには様々なものがあります。

- お宅を訪問するサービス
- 日帰りで通うサービス
- 施設への短期入所サービス
- 福祉用具の貸与・購入や住宅の改修
- 施設入所サービス など

- 原則として負担はありません（一部除く）。

- 介護にかかる費用の自己負担分は、生活保護から介護扶助として負担します。ただし、食事代などの実費については個人負担となります。
- 介護保険料についても負担にならないよう取り扱います。

◎ 地区担当員（ケースワーカー）とは

○地区担当員は、生活の維持向上や、自分の力で生活できるようになるにはどうしたらいいのかわかると、いっしょになって考えます。そのために、定期的に家庭訪問をしています。お伺いして留守であった場合は、郵便受けなどにメモを入れますので、必ずあとで地区担当員まで連絡してください。

○各地域に住んでおられる民生委員も、地区担当員と協力して、生活の維持向上をいっしょに考えます。地区担当員も民生委員も、秘密を守らなければならない義務が法律で決められています。生活する上で困っていることがあれば、ご相談ください。

地区担当員は、
 地区民生委員は、
 地区担当員は、
 地区民生委員は、

です ☎423-9472・9473・9576・9140

(平日午前9時から午後5時半まで)

(それ以外の時間帯 423-2121 (大代表))

さんです

(町 ☎ -)

◎ 生活保護になった場合、次の手続きが必要です

所定の手続きをすれば、免除を受けることができます。くわしいことは、地区担当員におたずねください。

市・府民税	NHK放送受信料
固定資産税 (他人名義は除く)	保育所保育料 チビッコホーム利用負担金
国民年金保険料	障害者扶養共済年金保険料

●次の保険証、医療証は使えなくなりますので、交付を受けた窓口へ返してください。

- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
- 重度障害者(児)医療医療証、ひとり親家庭医療証、子ども医療医療証

